

土木事業案内

- 多 賀 町 土 木 事 業
- 多 賀 町 土 木 事 業 負 担 区 分 表
- 多 賀 町 町 道 認 定 採 択 基 準
- 滋 賀 県 土 木 事 業
- 多 賀 町 土 木 事 業 要 望 書 記 入 例
- 滋 賀 県 土 木 事 業 要 望 書 記 入 例

多賀町地域整備課

【道路・河川係】

多賀町土木事業

【地域整備課所管】

事業種別	事業内容	留意事項
町道維持補修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装補修工事 ・ 側溝補修工事 ・ 路面清掃工事 ・ 橋梁補修工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費が少額なものに限られる。 ・ 緊急性が要求されるもの。 ・ 地元負担はありません。
町道改良	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路拡幅工事（幅員 3 m以上） ・ 路肩改良工事 ・ 法面改良工事 ・ 側溝改良工事 ・ 橋梁整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路幅員により地元負担あり。（町土木事業負担区分表参照。） ・ 用地・建物等補償はすべて地元負担となります。 ・ 工事が数年間要することがある。 ・ 測量、詳細設計が必要。
町道舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装新設工事 ・ 舗装打換工事 ・ 舗装カバー工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路幅員により地元負担あり。（町土木事業負担区分表参照。）
里道改良	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里道改良工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路幅員により地元負担あり。（町土木事業負担区分表参照。） ・ 小規模な側溝工事を同時に行うことができます。 ・ 町道以外の道の舗装工事は、里道舗装工事となります。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガードレール、カーブミラー、スノーポール ・ 道路区画線（規制ラインを除く） ・ 道路標識（規制標識を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元負担はありません。
集落内排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水路工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の排水路に限ります。 ・ 道路幅員により地元負担あり。（町土木事業負担区分表参照。） ・ 用地・建物等補償はすべて地元負担となります。
急傾斜地対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊対策工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されなければ工事ができません。 ・ 地元負担はありません。

多賀町町道認定採択基準

1. 町道とは、道路法第8条の規定に基づき、町議会の議決を経て、町長が認定した路線をいう。
2. 町道認定の採択基準は次のとおりとする。
 - ① 起点および終点が国道、県道または町道のいずれかに連絡している道路
 - ② 町の政治、経済、教育、文化、観光等の重要な拠点となる施設と連絡する道路
 - ③ 町の産業開発のために特に必要な道路
 - ④ 水防上特に必要な道路
 - ⑤ 戸数が5戸以上あり、かつ他の道路と連絡することが不可能と認める道路
3. 前項に掲げる道路の幅員は、最小3.0m以上であるものとする。ただし、改良を行うことを前提とする道路は、この限りではない。
4. 改良を行うことを前提に町道認定の要望がなされたときは、改良を行う区間の全地権者の承諾書を必要とする。
5. 改良を行う場合の道路の幅員は、原則として4.0m以上とする。ただし、集落の事情を鑑みその幅員を3.0mとすることができる。
6. 住宅団地などの開発によりつくられた道路を認定しようとするときは、開発申出人より都市計画法第32条の協議を行うものとし、協議完了時に道路敷地寄附申出書、登記承諾書等土地登記に必要な書類を町へ提出するものとする。
7. 国道、県道など上位路線からの払い下げの道路の認定についてもこの基準を適用するものとする。
8. この基準は、平成5年4月1日より適用する。

多賀町土木事業負担区分表

平成29年11月1日より適用

① 町単独事業

事業種別	条件	町 (工事費に対する)	地元 (工事費に対する)
町道改良	巾4.0m以上	100%	0%
	巾4.0m未満	95%	5%
町道舗装	巾4.0m以上	100%	0%
	巾4.0m未満	95%	5%
既設舗装 オールカバー	巾4.0m以上	100%	0%
	巾4.0m未満	95%	5%
里道改良	巾1.5m以上	70%	30%
	巾1.5m未満	60%	40%
集落内排水 (浚渫等維持管理含む)	集落内の排水路に限る	2/3	1/3

② (国庫) 補助事業 (県費補助50~100%、災害復旧事業も含む。)

事業種別	条件	町 (工事費に対する)	地元 (工事費に対する)
町道改良	公共性の高い工事	100%	0%
町道舗装	公共性の高い工事費	100%	0%
用地補償	公共性の高い用地・補償費	100%	0%
集落内排水 (浚渫等維持管理含む)	国、県補助による事業	100%	0%

③ 単独災害復旧事業 (異常な天然現象による災害)

事業種別	条件	町 (工事費に対する)	地元 (工事費に対する)
町道復旧	—	100%	0%
里道改良	①町単独事業に基づく		
集落内排水 (浚渫等維持管理含む)	①町単独事業に基づく		

滋賀県土木事業

(湖東土木事務所所管)

区分	事業種別	事業内容
道 路	・ 道路改築	・ 国道、県道の改良工事
	・ 道路維持補修	・ 国道、県道の維持補修工事
	・ 橋梁整備	・ 国道橋、県道橋の整備工事
	・ 橋梁補修	・ 国道橋、県道橋の維持補修工事
	・ 交通安全施設整備	・ ガードレール、カーブミラーなどの施設整備
	・ 融雪装置	・ 消雪施設工事
	・ 災害防除	・ 落石防護工事、法面崩壊防止工事
河 川	・ 河川改良	・ 一級河川の改良工事（護岸工事、築堤工事）
	・ 河川維持補修	・ 一級河川の維持補修工事
砂 防	・ 砂防対策	・ 砂防堰堤工事、砂防河川改良工事
	・ 急傾斜地対策	・ 急傾斜地崩壊対策工事
	・ 砂防施設維持補修	・ 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の維持補修